

1. 平成23年第8回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

平成23年12月12日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番	上村 悟	2番	田中 康久
3番	森 喜人	4番	田代 はつ江
5番	野田 龍雄	6番	鷺見 馨
7番	山田 忠平	8番	村瀬 弥治郎
9番	古川 文雄	10番	清水 正照
11番	上田 謙市	12番	武藤 忠樹
13番	尾村 忠雄	14番	渡辺 友三
15番	清水 敏夫	16番	川嶋 稔
17番	池田 喜八郎	18番	森藤 雅毅
19番	美谷添 生	20番	田中 和幸
21番	金子 智孝		

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置 敏明	副市長	鈴木 俊幸
教育長	青木 修	市長公室長	田中 義久
総務部長	服部 正光	健康福祉部長	布田 孝文
農林水産部長	野田 秀幸	商工観光部長	蓑島 由実
建設部長	武藤 五郎	環境水道部長	木下 好弘
教育次長	常平 毅	会計管理者	山下 正則

消 防 長 川 島 和 美
国保白鳥病院
事 務 局 長 日 置 良 一

郡上市民病院
事 務 局 長 猪 島 敦
郡 上 市
代 表 監 査 委 員 齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 池 場 康 晴
議会事務局
議会総務課長
補 佐 河 合 保 隆

議会事務局
議会総務課長 丸 井 秀 樹

◎開議の宣告

○議長（池田喜八郎君） おはようございます。議員各位には連日の出務御苦労さまでございます。

これより平成23年郡上市議会第8回定例会4日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承をお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（池田喜八郎君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には12番 武藤忠樹君、13番 尾村忠雄君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（池田喜八郎君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんにて決定をしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。答弁につきましては要領よくお答えされますようお願いをいたします。

◇ 古 川 文 雄 君

○議長（池田喜八郎君） それでは、9番 古川文雄君の質問を許可いたします。

9番 古川文雄君。

○9番（古川文雄君） 皆さん、おはようございます。一般質問3日目の最終日となりました。本日のトップバッターを務めさせていただきますので、しばらくの間よろしく願いいたします。

それでは、議長さんからお許しをいただきましたので、通告に基づきまして、3点につきまして質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

1点目でございますけれども、来年度予算編成方針、重点と予算規模についてでございます。

先日の一般質問の中で、来年度予算の件で一部質問をされておりますので、重複するところは省きまして質問させていただきます。

現在、来年度予算編成に向けまして、関係部局を中心とされまして、ヒアリング、財政調整が行われているところであると思います。御苦労さまでございます。

その中で、一般会計来年度予算規模につきまして、先日、約280億円前後の予定というふうな話

をされたわけでございますけれども、昨今の超円高で市内の厳しい経済環境の中で、来年度の市税を初めとして、概算の税収、交付税等をどの程度とされておられるでしょうか。

予算編成に向けまして、現在、学校建設が続く年となることを初め、公共事業が縮減される中で、今までも御配慮いただいておりますけれども、思い切って基金も有効に活用いただきまして、おこなっております生活基盤の整備事業、また昨今の経済対策に、経済対策事業等を積極的に進めていただきまして、郡上市の経済を元気にしていただきたいと強く願うところであります。

それに向けまして、市長さんとして、具体的な方針、重点、主な取り組み事項、事業等につきまして、どのように考えておられ、指示されているか、お尋ねいたします。1点目、よろしくお願いたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、古川文雄君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思えます。

まず、来年度の予算編成作業でございますけれども、現在、副市長によって、いろいろ予算協議を中心に進めておってもらっておりますけれども、現時点において申し上げられますことは、過日、川嶋議員の御質問等にお答えをしましたように、ざっと申し上げまして、来年度の一般会計の予算規模は大体280億円前後というふうに見込んでいるわけでございます。

その中で、特に市の歳入として大切な市税につきまして申し上げますと、今年度、平成23年度の当初予算における市税収入の予算額が49億4,700万円でございます。来年度、平成24年度、いろいろ税収の増減の要素を勘案いたしまして、現時点における税務担当課において見込んでおります分が、現在報告を受けてる分では、おおむね49億3,800万円程度ということで、900万円ぐらいの減率にして0.2%ぐらいの減ということでございます。

これは、ただ予算対比でございまして、今年度の23年度の当初の税収の見込みは、この当初予算よりは若干上回って収入される見込みを税務課としては持っておりますので、実際の23年度の税収と24年度現時点において見込んでおります見込み額との間には、ただいま申し上げました実際に900万円程度の落ち込みというよりは、むしろ景気のいろいろ動向を反映して、もう少し実際には落ち込むと、落ち込み額としてはですね。そんなふうにご考慮しておるところでございます。ただし、当初予算、当初予算という対比では、ただいま申し上げましたように、おおむね23年度当初の税収額を若干下回る程度の見込みが立てられるのではないかというふうに思っております。

それから、交付税につきましては、これは既に総務省の概算要求等で、平成23年度よりは、いろいろ地方財政の見込みの中で数%落ち込んだ要求がされているように聞いておりますけれども、さらに昨今では、この地方財政の切り込みと申しますか、特に私が懸念いたしておりますのは、現在国会で議論をされておりましたけれども、国家公務員の7.8%削減に関連をした地方における公務

員給与の見込みというようなものが実際どのような形で決着をするかというあたりのところがございまして、こうしたものが場合によっては相当厳しい線が出てくるということになると、交付税については今年度よりかなり落ち込む可能性があるというようなことは考えておるところでございます。

しかし、これはいずれにしろ、これから年末にかけての予算編成作業、当初予算編成作業の中で地方財政対策についても明らかになってくるところで、またその情報を見ながら見込んでいかなければならないというふうに思っておるところでございます。

そういう情勢の中で、先ほども申し上げましたが、おおむね280億円程度、前後という予算の中で、その予算編成の基本的な考え方といたしましては、前々から私は、基本理念としては市民の安全・安心・活力・希望と、この4つの理念を予算の中にできる限り具現化していきたいというふうに思っておるところでございます。

総合計画の後期基本計画の中にも、でき得る限り地域資源を生かした産業振興であるとか、地域における支え合いというようなことを大切にしながら、そして身の丈に合った財政規模へと、そういう基本的な考え方で予算編成をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

そして、特に留意をしなければいけない点は、なお二、三点申し上げますと、今回の東日本大震災等の関係から、郡上市における防災体制の整備というようなこともございますので、来年度は消防の無線のデジタル化というようなことにも事業としては取り組んでまいりたいというふうに思っています。こういったことを初めとした防災体制の整備、あるいはこれまで進めてきております小中学校の耐震化事業、新たに耐震化事業とか、そうした地震対策ということでは、現在、白鳥中学校、大和中学校の整備を進めておりますが、こうしたものを引き続き進めていく考えを持っておるところでございます。

また、特に来年度は国体の年でございますので、9月から10月の初めにかけて行われます、白鳥町の合併記念公園で行われます国体、こうしたものもしっかり開催がしていけるように対応した予算を組んでまいりたいというふうに思っております。

それからまた、年は平成25年へと越しますけれども、一応24年度内の事業ということで、現在、平成25年の1月下旬に、常陸宮賜杯の第63回の中部日本スキー大会等も高鷲町で、郡上市を会場として行う予定が入ってきておりますので、そうしたことにも対応してまいりたいというふうに思っております。

そして、こういうような事業を取り組みたいと思っておりますが、この前も申し上げましたけれども、郡上市内の社会基盤の整備をするための投資的経費につきましては、おおむね50億円程度を確保して、これについては、来年度は公債費負担適正化計画の関係から、いわゆる通常の起債、通常債の規模を25億円以下に抑えたいと思っておりますが、そういうものの範囲の中で、これまで進

めてまいりました市の道路を初めとした基盤整備事業についても可能な限り着実に進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

(9番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 古川文雄君。

○9番(古川文雄君) 細部にわたりまして御答弁いただきましてありがとうございます。

今、最後のほうでも言っていましたように、積極的かつ経済対策も含めてというふうにお話しいただきましたけれども、積極的な面で一番元気になれるような予算を今までにも増して編成いただきますようよろしくお願いを申し上げまして、1点目の質問を終わらせていただきます。

2点目でございますけれども、最初に市長部局のほうの県道関係の質問をさせていただきますけれども、2点目でございますが、県道の整備状況と市内均衡のとれた県道整備をということで質問をさせていただきます。

郡上市内の県道整備状況は、合併以前からのそれぞれの町村段階からの取り組み状況と、特におこなわれている地区におきましては、山と川に挟まれた急峻な地形等によりまして、県道整備進捗率は南部・北部地区にかなりの差のある状況にあります。市民の目線からは、大和・白鳥地区が特に進んでいる声をお聞きしますけれども、地区の県道整備状況はいかがか、お尋ねをいたします。

県の予算は、合併以前と比較しますと、かなり厳しい予算状況にあることは存じておりますし、厳しい中、まずは現在着手箇所の早期完成を目指し、関係各位の皆様にご尽力をいただいております。心より感謝を申し上げます。

そんな中、毎年、地区自治会長さんと私たち地区選出議員と一緒に、市長さん、県土木事務所長さん、県議さんに要望活動を行っておりますが、郡上市になってから、新規の箇所になかなか着手していただけない状況にあります。

あわせて、合併前の時点に住宅移転補償の約束をしておるわけですが、いまだ着手していただかず、約10年を迎えようとしております。関係者の皆さんからは、我々、その方々に状況は現状を説明しておりますものの、郡上市と県はどうなっておるんやというふうに言われておる状況でございます。そんな箇所は郡上市内にあちらこちらにあると言われれば、それまででございますけれども、そのために行政として、郡上市としてどのような努力をし、国、県に対し要望活動はなされておりますものの、予算が厳しいからだけで済まされてよいものでしょうか。

あわせて、市内建設業への就業、雇用されている方々が多い状況からも、公共事業が少ない中で、事業費の拡大、工事箇所の拡大することも産業振興上最も重要であると考えます。特に、このように市内県道整備率の差のある中で、整備率のおこなわれている地区の整備バランスを十分考慮いただきながら、市内の均衡のとれた県道整備が望まれますけれども、いかがでしょうか。

このような状況を踏まえ、少なくとも市民が納得できるまでの動き、方針、重点を定め、道路対

策協議会等も設置していただきながら、今こそ行政、議会、関係団体が一体となった郡上版の新たな政治的要望活動等、郡上の現状を、市長さんを先頭に国、県、関係機関に強く訴えていくことが必要と考えますが、市長さん、いかがでしょうか。2点目、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

ただいま御質問がございました、特に郡上市内におきます県の管理道路、それにつきます整備率等の実情を申し上げたいと思いますけれども、現在、郡上土木事務所のほうにそうしたデータを求めますと、町村ごとにとという形ではきちっと管理してるわけではないので、なかなか町村、旧町村ごとにとという形では出しがたいということございまして、それでもということで、おおむねこの郡上市内を高鷲・白鳥・大和の北部と、それから八幡・明宝・和良・美並の南部というふうに分けてみたときのその県管理の道路の状況をお尋ねいたしますと、現在郡上土木事務所が管理しております道路は、郡上市内に全部で27路線、実延長にいたしまして393キロメートルあるということでございます。その路線数は、北部のほうで15路線、南部のほうで16路線ということで、大体路線数はほぼ半々ということでございますが、実延長にいたしますと、北部のほうで162キロ、それから南部のほうで231キロメートルということで、延長でいいますと、おおむねざっと北部のほうで4割、40%、南部のほうで60%弱という状態でございます。

それで、これをいわゆる道路の改良率、改良——幅員が5.5メートル以上というような形で改良というふうに言ってるようでございますが、それで見ますと、北部のほうで162キロのうち107キロメートルということで、改良率が65.9%、それから南部のほうで231キロのうち102キロメートルということで、44.3%ということでございます。舗装率のほうは、南部、北部ともそれほど大きな差があるわけではございませんが、北部のほうで舗装率は95.6%、南部は93.5%と、こういうことでございます。

これで見ますと、確かに古川議員御指摘のとおり、南部のほうの道路の改良率は、北部と比べると数字の上でも落ちているという、かなり差があるということは事実でございます。いろいろ路線を見てみますと、これは、もちろん北部のほうの路線がそれじゃすべて改良率が高いかという、そうではなくて、相当おくられているところもございまして、概して言って、南部のほうの地形上の問題であるとか、いろいろ理由、背景はあるかとも思いますけれども、差がついているというのは事実でございます。

私といたしましては、でき得る限り、先ほどもお話がございましたように、地域の自治会長さんを初め、県の道路についても本当に切実な要望を寄せておっていただきますので、何とかこれをその住民の皆さんの要望にこたえられるように、早く整備をしてほしいということで、この御要望のあったところについては県に要望をいたしているところでございます。また、こうしたところにつ

いては、毎年度、郡上土木事務所の皆さんと市の建設部の職員、そして私も同行させていただいたりいたしております。また、県議会議員も同行を願っておりますが、そうした要望の強い箇所については、現実に現地へ回って御説明をし、お願いをいたしているところでございます。

しかし一方、なかなか私どもの要望が、この県によって対応してもらえない厳しい現実があるところでございます。私も一時県に籍を置いていたものとしたしまして、まことに歯がゆい思いをし、またなかなかその効果があらわれないのにじくじたる思いもしておるわけでございますが、県民の皆様、市民の皆様にも御理解をしておいていただきたいと思っておりますのは、何と云っても、これは国に要望してもそうでございますが、現在、そうした道路等に振り向けられる予算の総額が著しく抑えられているということでございます。

ちなみに申し上げますと、岐阜県の道路整備事業は、いろいろデータを見ますと、ここ近年の最盛期の平成10年度には1,469億円、岐阜県全体で道路整備に係る振り向けた予算は1,469億円という実績がございます。しかし、これが平成10年度をピークにいたしまして年々年々下がっておりまして、現在、今年度、平成23年度は岐阜県全体での道路整備予算が実に409億円でございます。比率にいたしまして27.8%、要するに、最盛期から比べますと3割の予算で道路整備をやっているということでございます。

この背景には、ここ21年度からだったでしょうか、大変県のほうも県債の公債費比率が高まって、その他いろいろなことで財源不足を来しておって、緊縮財政を、引かざるを得ないと、こういう状態でございます。この平成20年度の道路予算が535億円、21年度が551億円、そして特にこの22年度は440億円、そして平成23年度が先ほど申し上げました409億円と、こういうことでございます。

そしてまた、こうした非常に少ない予算の中でかなりの部分を、例えば東海環状自動車道の西回りの負担金に持っていかなければいけないといったような状況もあると思ひまして、大変そういうその客観情勢として厳しい中で、そういう中で、しかし、郡上市の県管理道路のいろんなところの要望の強いところを実現していかなければいけないと、こういう状況でございます。

そういうことで、1つは、何よりも、こうした県のほうも早く緊縮財政の状態から、でき得る限り早急にこうした関連の予算も増額確保していただけるように強くお願いし、そしてあわせて、郡上市内の要望の強い箇所について、ぜひとも早く市民の皆さんの要望がかなうように、実現できるように努力をしまいたいというふうに思っています。

この道路の整備等につきましては、議会の皆さん方とも、議長さん、あるいは3つの常任委員会の委員長さんともども、県議にも同行していただいて、県のほうへも強く要望しております。あるいは、今は県管理の道路でございますが、そのほか国道関係については岐阜国道事務所、あるいは中部整備局、あるいはさらに規格の大きい高い道路につきましては国のほう等々、いろいろ要望をいたしておりますので、我慢をしてもらわなければならない今は時期かと思ひますが、でき得る限

り、そうした切実な市民の皆さんの声を一日も早く実現したいように努力をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

(9番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 古川文雄君。

○9番（古川文雄君） 細部にわたりまして御答弁をいただきましてありがとうございました。

今、市長さんが申されましたように、県財政等々本当に厳しい状況は存じておりますし、かといって、先ほど来申し上げておりますような現状も踏まえておっていただきながらという中で、今、今後の取り組みについてもお話しいただいたところでございますけれども、確かに現状は厳しいかと思っておりますけれども、ほんならこれでいいのかなといった場合に、何倍も何倍も努力していくことによって、よくなっていくんじゃないかなと、そのための手段というのものも、ほんなら今までのままで悪いわけじゃございませんけれども、さらにそのような道路対策協議会なり、関係団体が一体となったような、どう進めたら一番望ましいかと、そんな場も設定いただけるとありがたいなということも思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますし、それから、こんな財政の厳しいときでございますけれども、一遍にデラックスな要望してもできないかと思っておりますので、先ほど市長さんが申されましたように、特に地域の安心・安全というのが一番大事だと思いますので、できれば、一遍にやれと言っても無理の中で、例えばでき得る整備、いわゆる改良部分の中で一部、少しでも安全面を確保して拡幅するために、例えば駐車帯を設けていただくとか、そんなことからですね。一遍な大きな予算でなくても、でき得るところがそんなことも対応いただけるとありがたいなということは、これは地域の願ひかと思っておりますので、ぜひとも今答弁いただきました上に御配慮いただければありがたいということで申し上げまして、2点目の質問を終わらせていただきます。お願ひ申し上げます。

それでは、3点目の質問をさせていただきます。国体年とあわせたスポーツ振興と健康づくりについてでございます。

今ほども、市長さんが来年度の予算の中で国体をとということも申されましたけれども、特に今まで振り返ってみますと、昭和50年代後半から60年代におきましては、野球、ソフトボールを初めとしたスポーツを通じて体力づくり、レクリエーション活動が活発に行われまして、その熱意とあわせて、グラウンドナイター設備、体育館等々の体育施設の整備が行われ、それぞれの施設が活発かつ有効に活用されておりました。

近年のスポーツ活動状況を見ておりますと、市民のスポーツ活動熱とそれぞれの分野の活動が以前とかなり変わり、ややもすると低下してきているのではないかと危惧をしておりますが、そのことを、例えばスポーツ少年団、成人、高齢者別にどのようにとらえておられるでしょうか。中でも、特にスポーツ少年団の強化が望まれると思っておりますが、いかがでしょうか。

それとあわせまして、体育施設の利用も少なくなってきたのではないかなというふうに思います。そんな中、市内のグラウンド、体育館等の利活用状況とスポーツ活用種目の状況はいかがでしょうか。また、今後、スポーツ関係公共施設の有効活用の方針はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

また、体育指導委員さんの名称も、このたび、現在条例に上程されておりますけれども、体育指導委員さんがスポーツ推進委員と位置づけられました。スポーツ推進のキーマンでありますスポーツ推進委員さんの活動状況と体育協会の組織、活動、連携状況と今後の具体的かつ身近なスポーツ振興方針はいかがでしょうか。あわせて、スポーツ推進に欠かせないのが、公民館活動との連携が重要と考えますが、いかがでしょうか。

来年、昭和39年以来の岐阜県が国体を迎える記念すべき年に当たります。この機会をとらえ、市民のスポーツの振興と身近な生涯スポーツを通じた健康づくり施策が今この機こそ必要と考えますが、具体的な取り組み方向はいかがでしょうか、お尋ねいたします。よろしく願い申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、国体年とあわせたスポーツの振興について、その方針と健康づくりについてお答えをしたいと思います。ちょっと内容がたくさんございましたので、概括的なお答えになる部分についてはお許しをいただきたいと思います。

最初に、そのスポーツ活動熱が低下しているのではないかという御質問ですけれども、このことについては、市内の体育施設の活用の状況とそれからスポーツ団体への所属等の観点からお答えをしたいと思います。

まず、市内の体育施設の利用者ですけれども、平成22年度は、これは延べ数でございますが、45万7,720人ございました。それが5年前の平成18年度と比較をいたしますと、平成18年度が53万1,919人ですので、おおよそ5年間で7万4,199人減ったという計算になります。これは割合でありますと約13%の減少ということになります。それで、5年間の人口の減少率がおおよそ4%でございますので、人口が減ったから必ずしも利用者が減ったということではなく、スポーツ施設そのものの利用者が減ったというふうにとらえざるを得ないと、したがって、スポーツの愛好者というのが減っているのではないかという懸念がございます。

なお、体育施設等について、どういう種目で利用されているかということにつきましては、グラウンドについては野球ですとか、あるいはサッカー、さらにはターゲットバードゴルフですとかゲートボールなど、さまざまな、いわばボールゲームを中心とした活用が進んでおりますし、体育館では、バスケットボール、それから剣道、さらにはバレー、ソフトバレーといったようなことですとか、また野球の室内練習という形でも体育館の利用はされております。

そこで、スポーツ少年団等も含めた団体への参加の状況ですけれども、これはお尋ねにありまし

たように、その成人男女別、あるいはその年齢別という調査が、大変申しわけないのですが、できておりませんので、おおよそ1つとして言えますのは、生涯スポーツの関連事業に参加をされている方がざっと5,300人、それからスポーツ少年団、ジュニアクラブ、あるいは体育協会、さらにはスポーツクラブへの加入者が7,680人の計1万2,980人でございますが、これを市の人口で割りますと、おおよそ28.1%ということで、約3割がそういった形での市民の中での団体に参加をしとっていただくという、こういう方がある意味では継続的にスポーツ活動をしていらっしゃるというふうにとらえていいのではないかなと思います。

また、スポーツ少年団、それからジュニアクラブなどへ小学生、中学生の参加率がどのくらいかといいますと、140団体で2,566人の加入率が65.85%になります。市民全体、それから小中学生にも、必ずしも多い数字ではないというふうに言えますので、スポーツ少年団の強化も含めて、そうしたスポーツ団体に所属していただく方をこれからはふやしていかなければならないというふうに思います。

そこで、スポーツ少年団のその強化ですけれども、このことについては、できるだけ各種のスポーツ種目について、いわばその一流選手と言われる人たちを招聘した事業によってスポーツへのあこがれを持たせること、さらには指導者講習会、あるいは研修会を通じて子どもたちが運動好きになるような練習の仕方を工夫していただくこと、また、少年スポーツ団体憲章を定めておりますので、その憲章にのっとった練習によってスポーツ好きの子どもを育てるということを目指して、指導を進めていきたいというふうに思っております。

次に、スポーツ推進委員、これはいわゆる体育指導委員でございますが、それから体育協会の活動と今後のスポーツ活動について、国体年のこれからの健康づくりもあわせてお答えをいたしたいと思っておりますけれども、スポーツ推進委員につきましては、7地域から80名の方に委嘱をさせていただいておりますけれども、こちらのほうとしての活動そのものは、軽スポーツ大会、それからスポレク祭、あるいはスポーツ教室、ウォーキングなど、32事業を実施しております。こうした事業に参加をしていただいた方は、先ほど申し上げましたけれども、5,302名という参加になっております。

また、体育協会につきましては、スポーツの普及・振興と競技力の向上、さらにそのスポーツ精神の涵養を目的に活動しておっていただきまして、いろいろな団体への活動支援といったことを中心に活動しておっていただきますし、また、市の総合体育大会ですとか、さらには中濃総合体育大会といったような体育行事への支援や参加にも、体育協会のほうからお力添えをいただいているというのが現状でございます。

そこで、今後の市のスポーツ推進につきましては、1つは競技力の向上という観点からですが、スポーツ少年団、それからスポーツクラブへの活動を活発にして、スポーツに親しむ子どもたちの育成と同時に競技力の向上を図るために、スポーツ活動のいわば充実を図っていきたいという点が

1点と、それから剣道、あるいは相撲のように郡上市としての特色のあるスポーツについては、特に取り組むその選手についての指導もあわせて、団体への加入を促進していきたいと思っております。それから、だれもが参加できるスポーツ行事を進めていくということで、ウォーキング、あるいはレクリエーションスポーツ、そういう自然に親しみ、だれもが参加できるような、例えばトレッキングも含めますが、そういったことを、これこそ公民館活動と連携をしながら進めていきたい。また、運動会、それからバレーボール大会など、多くの人が参加できるスポーツ行事も取り入れていくと、こうしたことを通じて、多くの人にスポーツに参加をしていただくような働きかけを進めていきたいと思っております。

また、もう1点としては、そのスポーツサークルの育成も促進をしていきたいということで、スポーツチームをつくって活動したいといった人をぜひふやしていくためにも、さまざまな大会を通じて働きかけを強めていきたいと思っております。

最後に、健康づくりという観点ですけれども、お年寄りのための例えば健康体操ですとか、あるいは健康づくりのための日常活動などを、これを、公民館活動を中心にして展開するということが効果的ではないかと思っておりますし、同様に、幼児とか、あるいはお母さんのための初めての体操といったようなものを位置づけていくということも、小さいときからスポーツに親しんでいくためには効果的ではないかというふうに思いますので、今申し上げましたように、できるだけその年代別に応じて、どなたも参加できるようなスポーツ活動を取り入れていくと同時に、さらにはその競技力の向上といったことを、これはスポーツ団体を中心にして強化を図っていきたいというふうに考えております。

(9番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 古川文雄君。

○9番（古川文雄君） 細部にわたりまして御答弁いただきましてありがとうございました。

いずれにしても、このように広い郡上市の中で、またすばらしいそれぞれの体育施設があるわけでございます。今、教育長さんがお話いただきましたように、今言われた方向でぜひともお願いしたいと思いますし、中でも特にこれからの次代を担う子どもたちのスポーツ少年団の今お話もいただきましたけれども、さらに充実、支援もいただきたいなというふうに思っています。

また、何といたしても、やはり来年、この記念すべき国体の年でありますので、この機会にぜひとも、今お話いただいた方向でぜひとも盛り上げていただきながら、市民の健康づくりによりしくお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で古川文雄君の質問を終了いたします。

◇ 山 田 忠 平 君

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、7番 山田忠平君の質問を許可いたします。

7番 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） ありがとうございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今定例会の初日に市長のほうから報告がありました。この10月、11月に向けて、それぞれの各地域の行事、イベント等でありました。今回の一般質問、私は、行政改革でみんなで作る郡上ということで、まさにそういったことの地域の活発な活動が行われたわけでありますけれども、その中でちょっと2点ほど取り上げますが、景観シンポジウム、これがありましたね。これで「蘇る山水都市」とか、あるいは「心が宿る郡上の郷」、こういったことで行われました。こういったことの中で、コーディネーターの名古屋工業大学、松本さんが言ってみえました。ぜひ郡上市全体を世界遺産にしたいなということで、本当に拍手が上がったようでありますけれども、こんなことがありましたし、それから12月3日、まちづくりフェスティバル、これはコミュニティーを含めて「市民協働で取り組む安心・安全」、この内容も本当に、私はともすると二、三回というか、二、三日に匹敵するような講演の内容ではなかったかと思いますが、第1部では「大震災とコミュニティー」、それから事例の紹介とか、あるいは2部では「放射線の基礎知識」とか、たまたま前も一般質問させていただきましたが、市民みんなで行う大事なことであったと思います。

また、この中には、幼児から子どもさんを含めた楽しみの映画会がありまして、それでお楽しみ抽せん会とありましたが、ちょっと1つ反省を思うんですけれども、特に一番大事なのは、このまちづくりフェスティバル、このことについては、先ほど冒頭に言いましたように、市長がこの秋のいろんなイベント、ちょっとやや負担があったかもしれませんが、ほとんど土・日に埋まっております。そしてまた、このことについては、主催がもちろん市であります、市長公室の企画課、それから国際交流、社会福祉団体、自治会連合会、住民自治推進懇話会等であります。例えば、この中のそれぞれの地域の細かい組織までいったら600名ほどになるんですけれども、出席が、恐らく感じてみえたと思いますが、これでいいんだろうということを特に思いましたし、そして先ほど言いました幼児の映画会がありましたが、たまたま第2部の放射線の基礎講演のときには、途中から子どもがぼっと入って、会場があれでよかったんだろうかと、そういうことを特に私なりに反省を思いながら、また、市は主催者としても、それについては今後のあり方について検討をいただきたい。

そういった中で、特に行政の改革、みんなで作る郡上、心豊かで安心・安全、そして夢と希望、誇りを持って暮らせる活力ある郡上、そのようなことであります。もちろん総合計画の後期実施計画の中にも含まれておりますが、そういった中で、11月には白鳥の交流と相互理解を深める目的に第1回のおそらく公民館の大会が開かれました。今回の一般質問にもありました。

そのようなことを踏まえて質問に入るわけではありますが、現在の市の進める公民館組織と地域活動の現状と課題について、教育長のほうからお伺いをいたしたいと思います。お願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 山田忠平君の質問に答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、御質問にお答えをしたいと思います。最初に清水議員さんのときの私の回答と重なるかと思いますが、まず私たちが目指している公民館活動について簡単に触れておきたいと思います。

まず、公民館とそれから自治会、それから各団体が協力をして、学習や地域活動、あるいは地域行事に取り組んで、地域の人々の結びつきを深めたり、住みよい暮らしを実現したりする活動を続けることができる公民館であること、それからもう一つは、公民館、先ほども申し上げましたけれども、もうさまざまな団体と連携をしたり、あるいは協力をしたりして活動する、いわばそのコーディネーターの役と活動の拠点である公民館活動であること、この2点を目指すその公民館の活動として考えております。

そこで、公民館活動の現状でございますが、活動の傾向として分析をしておりますが、このことについては、参加人数ですとか、あるいは回数ですとか、そういったその細かい根拠が十分ではありませんので、多少そのあいまいな部分もありますけれども、1つ目の活動の傾向としては、公民館、それから自治会、各団体が連携して学習講座を開設、それから運動会や文化祭などの行事の実施、清掃活動や地域巡回などの実施、さらには伝統芸能や伝統行事を実施する。こうした幅広い活動を行っている地区公民館が現在14館ほどございます。

それから、2つ目の類型になりますけれども、自治会、それから公民館・分館が連携をして運動会や文化祭などの行事の実施、それから清掃活動の実施、伝統芸能、伝統行事等を実施している。ただ、こうした活動の中で、少し学習講座の開設そのものは少ない。こうした地区公民館が大体7館程度ございます。

それからもう一つは、公民館が中心となって自治会と協力をし、学習講座や運動会、文化祭などを実施している。これは地区公民館が4館程度ございます。

それからもう一点は、公民館が主体となって学習講座やスポーツ活動などを行っている。そういった地区公民館が2館程度。

このように、おおよそ4つぐらいの分類ができるわけですが、比較的私たちとして期待を、ここまでいきたいなと思っている公民館というのは、最初に申し上げた14館程度にまだとどまっているというその状況です。

それで、こうした公民館活動をさらにこれから活発にさせていくために私たちが課題としてとらえておりますことは、それぞれの地区公民館には活動の歴史や実績がございますので、その公民館

の活動の状況を踏まえて、公民館に応じた支援を行っていきたいということ。

それから、企画力、それから調整力、さらには折衝力のある公民館の専任主事を配置して、その専任主事のコーディネーター役を果たしていただくということによって、各団体との連携を図れるような幅広い活動を進めていきたい。

それから、地区公民館によっては、非常に活動の範囲が広いということもございますので、グループ制を取り入れたり、かつての分校単位にもう一回戻すなり、活動しやすい範囲として公民館の活動を進めていきたい。

それから、4点目としては、その市民協働の考え方を今後生かしていくためにも、各種団体、それからNPO、行政などの連携によって、一体地域活動というのはどういうイメージがあれば皆さんに参加していただけるんであろうかという、そういう地域活動のイメージづくりも進めていきたい。

おおよそこういったことも考えておりますが、そういう経緯の中で、自分たちの公民館の会館の名前はこういう名前がふさわしいんだということであれば、それぞれの地区公民館の中で住民の皆さんの総意によって名称を、愛称といいますか、つけていただいて、より親しみやすい活動が進めていくことができれば幸いに思っております。

以上です。

(7番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） ありがとうございます。

続きまして、自立型コミュニティー、それから市民協働の取り組みということで質問いたしますが、このことにつきましては、実は昨日、郡上市の第8回の郡上市総合講座が明宝で行われて、最終、今年度最終が終わったわけでありましてけれども、前回に引き続いて2名目でしたか、50回の受講された方の表彰がありました。

そのようなことで、このコミュニティー、それから市民の市民協働の取り組みということで、まさしくみんなでつくる郡上、こういったことについてのいろんなかかわりが深くあるものでありますが、このことについて市長公室のほうから現状と今後の方針含めて答弁をお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、自立型コミュニティーを目指す市民協働の取り組みにつきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

この課題につきましては、平成18年の総合計画から明確にまちづくりの基本方針として掲げ、その後、まちづくり市民会議の皆さんの大変な御尽力によりまして、市民協働指針もできました。こうしたものを経ながら、この春策定をいたしました総合計画の後期基本計画におきましては、こう

した観点をさらに重点的に取り上げて、2つの柱の1つとして、その方針としては地域における支え合いの仕組みづくりというものを掲げたところでございます。

もちろんこの背景、認識の背景には、ライフスタイルの多様化や生産・消費構造の個別化、あるいは少子・高齢化などがどんどん進んだことで、地域の中で市民同士、あるいは人と地域社会、こういうもののつながりがどんどん希薄化しまして、その結果、例えば消防団、あるいは災害時の自主防災組織、あるいは治安、あるいは農林業、商工業、さまざまな分野、さらには福祉、教育、文化、お祭りと、こういう分野にまで心配な状況が起こり、また進みつつあると、こういうふうな現状があると思います。

こうしたことに対しまして、後期基本計画におきましては、自治会と公民館等の連携によりまして地域の暮らしを支える、こうした仕組みづくりを御指摘の自立型コミュニティーの形成や個性ある地域づくり、また市民協働、そして市民自治の推進、コミュニティービジネスの創出と、こうした分野について精力的に取り込んでいこうということを目指したところであります。

こうした方針に基づいて現在取り組んでおるところでありますけれども、これは考え方として各分野、事業に大きく広げていくものと、リーディングプロジェクトといいますか、1つの事業としてこういうものを推進しようというものがありますので、ことしの取り組みにつきましては少し御紹介をさせていただきます。

1つは、平成21年度から集落総点検・夢ビジョン策定モデル事業を展開させていただいておりますが、本年度も7つの団体において取り組みが始まっております。この3年間で合計しますと約20の地域・団体において、この取り組みがなされたところであります。場合によりましては自治会単位、また時によりましては、八幡のことしなんかでいきますと、川合の地域づくり協議会ということで取り組んでみえます。いろいろな形はありますが、20の団体でこのモデル事業に取り組んでいただいております。この事業は、策定をする年は50万円まで御支援を申し上げます、事業も含めて。それから3年間、20万円、協働まちづくり、この支援事業として3年間の応援がついておりますので、これがことしも7団体、今まで取り組みを、方針を決めたところが事業展開をされておるといことがございます。

さらに、この協働まちづくりにつきましては、単独でも、市民の皆様の考え方によりましては、審査会で認められれば、それが出るという仕組みですので、ことしは11団体がこの取り組みをされておるといことです。

例えて言いますと、B1グランプリの姫路大会に出場されました奥美濃カレーとともに取り組んでいただいておりますめいほう鶏ちゃん研究会ですが、ここのお取り組みにつきましても、この協働まちづくり活動支援事業を取り込んでいただいて、そして今のような大きなブランド化へ向けての取り組みが進んでおります。また、ことしの夏前に志摩市と友好協定を結びましたが、そこと郡

上市との友好の市の協会というものがございまして、友好交流、また観光PRの取り組みをされてみえますが、ここもこの協働まちづくり活動支援事業でやっていただいております。こうしたものは、ことしだけでも11団体、そういう形で取り組んでいただいております。

幾つも例を挙げますと時間が過ぎるわけですが、ことし新しい取り組みとして大変私どもうれしかったことは、団体提案型協働事業というのがありまして、これは初めてのことし取り組みとして実現することができました。1つは、これは私はモデル事業と考えておりますが、石徹白自治会が主体となられまして、霊峰白山ゆかりの文化財保存支援事業として、防災避難路を開設するというをみずからやられると、本来ですと市に要望があるところですが、原材料費程度を応援することによって、自分たちで開設すると、地権者との調整もされると、こういう取り組みでありまして、これは先進事例ではないかというふうにしてとらえております。また、美並地域におきましても、円空事業推進委員会が主体となられまして、円空ふるさと美並推進事業を幅広く展開されております。こうしたことが、市が主催ではなく、市にやれということでなく、我々がやるから、こういうものに少しその原材料費等を応援しようと、こういうことがことしは展開をすることができた面があります。

またそのほか、新規でことし取り組みを始めたことにつきましては、いわゆるこの協働指針に盛り込まれておりました市民協働センターの設置に向けまして、正式に検討会を発足させることができました。これにつきましては、市内の幅広い活動をしてみえるNPOだけではなくて、自治会、公民館、それからいわゆるその地域振興の事業に取り組んでみえる、そういう実践者の皆さんたちを中心に、大学の教授にもアドバイザーとして入っていただいて、現在取り組んでおりますが、市民協働に関する情報を収集し、あるいはその活動をしようと思われる皆さんの相談相手となり、あるいは市民の皆さんからの活動提案自体を支援する。そうした市民の皆さんのよりどころとなって、行政との間に入ってそういう仕事をつなぎ、発展させていくという市民協働センターというものを何とか24年度、来年度には頭出しといいますか、少し歩み出しを試行的にしていきたいと思っております。

ただ、考え方としては、例えば岐阜市とか大きな市が立派なセンターをつくられる場合もあるでしょうけど、郡上市の場合では、広い地域の中に散在をしておりますので、振興事務所の中にある程度そのランチといいますか、その分室的な機能も置きながら、地域の皆さんとより連携をし、自治会、公民館、そういうところとの連携もさせていける、そういうふうな分室体制も考えていかなければいけないのではないかというふうなことを今検討していただいております。

それからもう一つ、ことし始めさせていただいたことにつきましては、いわゆる市民自治、自立型コミュニティーを形成するためには、自治会の皆さん、あるいは市民団体の皆さんの自治力というか、そういうものの向上をどのように図るかということがありますので、市民自治を高めるため

の懇話会というものを立ち上げていただきました。行政から本来言うべきではない自治会のあり方とか、そういうことについても御議論があります。そういうことも踏まえながら今後の取り組みをしたいと思っておりますが、現在は、懇話会の中でさまざまなこのワークショップ方式で意見交換を行いながら取り組んでいただいておりますけれども、その先には、できればこのいわゆる住民自治基本条例、そういうものの検討にまで結びついていければ大変ありがたいというふうなことを念頭に置きながら、頭に置きながら、そうした取り組みを進めていただいておりますのでございます。

御紹介すると、いろんな事業がありますけれども、なかなか難しい分野だと思っております。しかし、こうした事業が年々重ねて、また市民協働センターの形が少しでも出てくれば、こういう取り組みが進み、これが結果としては、総合計画の願いであります地域における支え合いの仕組みづくり、そして同じく連動する行政改革大綱の中の市民協働による連携で行政改革も推し進めさせていただくというところにつながっていくと思っておりますので、こういうふうな観点で、余り急ぎ過ぎることなく、着実な取り組みをさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 山田忠平君。

○7番(山田忠平君) みんなでつくる郡上、公民館のあり方、あるいは地域コミュニティー、自立型コミュニティー、それから市民協働ということで、いずれも重要な関連をしたことでありますけれども、これに向かって、今はそれぞれ、市長公室長が言われた、あるいは教育長も言われましたが、市民側としては一生懸命そういったことでできることの努力をしてみることがうかがえます。

そういった中で、3点目でありますけれども、9月定例会で市長は2期目に向かっての意思を表明されました。そのことについて、振興事務所を含めた、ただいまの公民館、それから市民協働、コミュニティー、そういったことをすべて網羅した振興事務所を含めた地域の拠点組織のあり方ということで、市長の考えを聞きたいわけでありましてけれども、例えば振興事務所自体は、まだまだ私は、今8年たって感じることは、住民との距離感や活力のなさを感じております。それから、窓口業務だけ、それだけがいいのか悪いのか、あるいは大和のようにNPOに一部お願いをされて、そしてまた市民とのそういったことも大切だと思いますけれども、私は、振興事務所自体はまだまだ旧町村の役所の延長ではないかと思うんです。それは私は間違っと思っています。

今この言った1番、2番の取り組みについて、もっと振興事務所自体は市民、地域へ入らなければいけないではないかと思えます。そのことについて、本当の市民協働というのか、そういったことが取り組めるのではないかということの思うわけでありまして、特に行政改革の中で職員の減少というようなことも市長も言われ、またそれが市民のサービス低下につながるんじゃないか。いろんなこともありますけれども、じゃ地域の住民、市民たちは本当に何が今現在困っているのか。

本庁で一括してやったこと、そしてまた地域振興事務所のそういったあり方で、ただ人が少ないから寂しいでは、それだけは改革にならぬのです。そして、顔が見えない。これはもちろん郡上全体で職員を異動されましたから、地域の人にはわからないこともあるでしょう。これは、例えば6地域の振興事務所じゃなくて、八幡も同じなんです。八幡の市民の人も、本庁へ来れば、あら、顔が見えない、わからない、人は大勢か少ないか、それはわかりませんが、そういうことは同じ感覚になっとるんですな。ということは、市民の本当に行政サービス、あるいはそういったことを求めていることが満足できておるのか、それと不満が何があることが、まだまだ把握ができていないんじゃないかと思うんです。それによっては、まだまだ行政改革に取り組んでいける大きなやっばり要因があるんじゃないかと特に思います。

そういった中で、市民協働の取り組みは市長公室でやっていただきますが、公民館もあわせて、そして振興事務所と一体になってそのことに取り組むべきではないかと、私はそう思って、以前の公民館組織の発足時にも、ぜひ市長公室で取り組むべきでないかということを提言もさせておっていただいたわけでありましてけれども、窓口業務、これは例えば文書とか申請書、届け書、いろんなことは振興事務所ですら不便を市民は私はまず味わってないと思うんです。恐らく職員の方も一生懸命やりながらやってみえます。じゃ何があれかっていうと、人が少ないから寂しい。先ほど言いましたように、それではそこがどうなんだという分析ができてない。先ほど言いましたように、ただ役所の延長では、せっきく郡上市が合併して行政改革に取り組むには、そこでいろんな問題をしっかりとつかみながら取り組んでいくべきでないかと思います。

そして、先ほど教育長が言われました。名称は、公民館の名称はどうでもいいと、そこなんです。私は、振興事務所自体も先ほど言いましたように延長ではおかしいということは、例えば振興、何々地域の振興センターでもいいし、公民館でもいいし、協働センターでもいいですが、やっぱりそういう本当に地域と取り組む——これは環境、防災、それから高齢者の福祉、子育て等に、すべてのことに取り組んでいく本当のやっばり地域のそういう拠点でなければならないということを特に思うわけでありまして。

ことしほど災害について国民の意識が高まったことはありません。また、現在も、今回の議会でも、毎回毎回そういったことに取り組むことが一般質問で出ておりますが、災害のことについては、これは全く待ったなしで、あすかもわかりません。1時間後かもわかりません。そういうことに地域を含めた、先ほど市長公室長が言われたような市民協働の取り組むことについては、しっかりと地域を巻き込んで、自分たちも責任がある、市民も責任があるということに取り組むべきなんです。

それで、市民全体ですから、市の職員も被災者であるということ、これも東北の震災でもいろんな事例があっただけで、そのようなときに、例えば、だんだん今は合併をしながら市の職員が削減されたりしておりますけれども、例えばやめられた市のOBの職員、そういった方もいろん

な形で協力要請をしたり、連携し合って、これはやっていくべきだと思います。市の職員については、行政のことについてはこれはプロなんですから、いくら退職されても、地域と市民との間に入れば必ずいいことが生まれる。きのうも、災害で一部の地域と連絡がつかないというような話も、質問もありましたが、そのことに向かっても、そうした方が見えることがあって、何か行政でやるべきことがあるんじゃないかと私は思うんです。

先日、川合西部のほうで、全く小さな地域地域のハザードマップづくりをやらせていただいて、これは恐らく防災関係でずっと郡上市内を回られると思うんですが、そういうことは本当に重要であって、待たなしで取り組んでいかなければならないことに向かっても、すぐそういったことを含めていくと、先ほど言いましたように、市長公室でぜひともそのことに取り組んでもらって、体制を早く敷いて、そして市民と一体になって、これは行政・市民対等でパートナー組んでやりましょうって言われながらも、果たして、先ほどのいろんな報告を聞いておられますと、市民側はやってるけど、行政がもう本当にそういう気持ちになっているか、行政の意識改革、転換ということも必要でないかということ、特にそんなことを感じましたので、市長、来年度に向かって、市長の考えをお伺いしておきたいと思います。お願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、この間から議論がされていますように、いろいろ財政的な問題等から、まだまだ郡上市の職員は一定数を削減していかなければならない、どうしてもそういう環境でございます。

しかし、そういう中で、この職員をどう配置して、そしてただいまお話があったように、それぞれの地域のコミュニティーの持続性、あるいは発展というものを確保していくかと、非常に大きな問題であるというふうに思っております。

まず、振興事務所でございますけれども、これは今はいわゆる本所・支所という形になっておるわけでございますが、あえてその性格的には支所ですけれども、それを例えば大和支所であるとか美並支所であるというふうに単に支所とせずに、振興という言葉をつけて振興事務所というふうに命名し、そう呼んでおるのは、私は、先ほどお話がございましたように、現在市内に6地域残されておる事務所について、単に行政の窓口であれば足りると、あるいは庁舎の中にこもっておって、まちの行政をしておればいいということではないというふうに思っております。

少ない職員ではありますけれども、それぞれの担当地域に本当に現実に現場へ出かけていき、地域の人たちの声を吸収し、あるいはみずからの頭でその地域の振興策を考えると、そういう意味で目となり耳となり頭脳となって活動してほしいと、こういう願いを込めて振興事務所というものを置いているということでございます。いろいろとまだまだ活動に不十分な点があろうかと思っておりますけれども、基本はそういう考え方でこれからの市政も進めていきたいというふうに思っています。

もちろん、先ほどから申しておりますように、総体としての市職員の削減というのはやむを得ないことですので、その辺の本庁における削減、あるいはそれぞれの振興事務所における削減等、バランスを考えながら進めてまいりたいというふうに思いますけれども、基本的に私も、それぞれの振興事務所、現在の事務所が単なる行政窓口ということであっていいとは思っていないというところがございます。

それから、そういう中で必然的に、市内のNPOであるとか、あるいはまた今お話がございましたが、市のOBの職員の方々にも協力をしていただくというようなことがございましたので、現在、NPOでは一部大和庁舎等における行政パートナーというような形で活用されているわけがございますけれども、今後とも、そうした可能性を追求してまいりたいというふうに思っております。

それから、先ほどから公民館の機能、今後の活動のあり方というものがある議論をされておったわけがございますけれども、私も、公民館活動というものがこれからの地域再生のかなめとしての役割を担ってほしいというふうに思っております。公民館というのは、御承知のように社会教育法に位置づけられた施設でございますけれども、ともすれば教養、学習というような形で、いわゆるカルチャーセンター化をしてきたのではないかというような、日本全体での批判でございますが、郡上市はそれに当たらないと思いますけれども、これからの地域づくりということで、自治会組織であるとか、その他福祉の、環境の組織であるとか、NPOであるとか、そういったものと連携をきちっととりながら、この役割を進めていっていただきたいというふうに考えております。

そこで、その全国的情勢、私が目に触れた文献の中でも、そういったもの、いろんな試みが全国でなされていることは事実でございます。例えば公民館をもう公民館でない形にしてしまって、いわゆる地域再生のかなめとして、地域の住民自治の拠点にしていこうというような考え方ですね。そうした公民館ではない、社会教育法上の公民館ではないコミュニティーセンターであるとか、自治振興センターであるとかというような形にして、そしてまた、その所管の行政も教育委員会ではなくて市長部局へ持ってきて、1つの一元的な活動をしようとして試みておられるところもございますし、あるいは公民館という法律的な性格はそのままにしておきながら、その所管を地方自治法上、長の仕事を行政委員会のほうへ補助執行させる。あるいは逆に、行政委員会の仕事を長部局に補助執行させるという、こういう仕組みがございますので、そういう仕組みを活用して、その公民館という性格はそのまま持たせながら、その日常の管理執行を長部局に補助執行させるというようなやり方をやっているというところもあるように聞いております。

特に、そうした幾つかのタイプの試みを広島県等の各市町村でやっているというふうに聞いておりますけれども、私は、基本的には公民館行政というものは現在社会教育法に教育委員会の所管として位置づけられており、そしてまた、この公民館はそのほかの教育委員会のいわゆる所管事務である、例えば青少年教育であったり、体育行政であったり、いろんなものとも関連をしております

ので、今即公民館行政を例えば補助執行のような形で市長部局へ移すということがいいのかどうかということは、慎重に考える必要があるかというふうに思っております。

問題の本質が、そういう所管部局が幾つかにも分かれているから現場の活動がうまくいかないのか。現場の市民の活動が、そういう公民館活動であったり、自治会活動であったり、福祉の組織の活動であったり、そういうものの組み合わせ、連携がうまくいかないのか。そちらの現場のそういう問題状況を単に行政のほうの一元化ということだけで解決できるのかどうかということ、ちょっとにわかには判断できないところもございますので、問題は現場における連携がうまくいくようにすることではないかというふうに思っています。

むしろ、行政のほうの一本化ということは、何か組織が一本化してなければ、それが縦割り行政の弊害があらわれているんだということになると、極端なことを言えば、市長部局の各部も全部1つの部にしなければ連携した行政はできないということにも、極論としてはなるわけでございますので、私は極力、行政の各部門いろいろ分かれておったりしますけれども、これの連携ということは長や教育委員会のトップのリーダーシップのもとに連携をきちっとさせていけたらどうかというふうに考えております。

大変このコミュニティーの再生ということが大きな課題となっておりますので、ただいま申し上げましたようないろんな努力をして、郡上市の各地域を元気にさせていく取り組みというものを今後とも力強く進めてまいりたいというふうに考えております。

(7番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 山田忠平君。

○7番(山田忠平君) 市長が言われることはわかりました。私たちが簡単に思いますと、余りそういった組織、法律にこだわらずに、郡上のためにどうしたいんだということを思っているんですけども、市長は行政マンといいですか、いろんな知識が豊富で、そういった中でそういうことは破れないのかなということを思いますが、市民、あるいは一般からすると、そういうとこを破って行政改革をしてもらいたいと思いますので、ぜひここはお願いしたいところであります。

そういった中で、いかに行政、市民の情報の共有化ということが、一番市民の皆さんの暮らし、安心・安全、そういったことにつながっていくことであって、今回の一般質問の中にも、どうして情報を周知するのかわかってない、何でそういうことがどうなんだっていうようなこともいろいろありますけれども、そのことは、そういうことが1つの流れとなっていて、地域の振興事務所を含めた拠点が1であって、それからずっと流れれば、もっともっと行くんではないかということ、これを特に私は思いましたので、このことについてはもう考えを強くしとるわけですが、そういったことで行政の縦割り、先ほど市長は各担当部で連携をしてくればいいって言われたけれども、それぞれ、なかなかそれが本当にそれにいってるのかなということを思います。

例えば、市長の願い、思いで、振興事務所は、職員はもっと地域の振興にということと言われるけれども、けど、実際、市民が行ってもおられん。行っても、全く役場の延長であって、それぞれ机に、確かに仕事はあるでしょう。しかし、十数名の方がそれぞれ座ってみえて、本当に仕事がいっぱいあるんですかって私は言いたいけれども、災害とか、あるいは年末とかいろんなことについては、これは大変市の職員の方は忙しい、大変やと思います。しかし、そうしたことをどうして市民協働で乗り切っていくかということが行政改革ではないかということの特に思いますので、その辺も含めて、取り組みをしていただきたいことを思います。

きのうの明宝での会議に、集う、話す、行動する、やるというふうなことがありました。今回の議会の中でも、それぞれの一般質問、皆さん真剣に取り組みながら答えを求めてみえますが、最終的には市民のトップである市長がトップの決断をしなきゃいけない。それが市民に対する大きな責任であって、また市民はそれを望んでおりますので、ぜひともそんなことを含めて取り組みをいただくようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で山田忠平君の質問を終了いたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分を予定いたします。

(午前10時53分)

○議長（池田喜八郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時04分)

◇ 田代はつ江君

○議長（池田喜八郎君） 4番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 早いもので、本年も余すところ2週間余りとなりました。先日、私たちは、東日本大震災被災地への継続的な支援を呼びかけようと、牛乳パックで200個の募金箱をつくりました。側面には、被災地の早期復興を願い、「春よ来い」というメッセージを添えました。悲しいことが多かった年ですが、来年こそは穏やかな春よ来いと声を大にして叫びたい気持ちでいっぱいです。

それでは、議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

最初に、今冬の家庭での節電とストーブ利用による火災予防の呼びかけについてということで質

聞させていただきます。

心配されたこの夏の消費電力は、多くの皆さんの節電努力により大規模停電などを避け、無事に乗り切ることができました。そして、やってきたこの冬、聞いたところによると、実は冬の電力不足も相当心配されており、夏よりもさらに家庭における節電が必要になるそうです。なぜなら、夏の消費電力のピークは気温の上がる日中の時間帯、イコール企業活動の盛んな時間帯であるのに対し、冬の消費電力のピークは気温の低い朝晩の時間帯、イコール家庭での消費電力が盛んな時間帯であるからです。さらに、一般的に冷蔵庫、冷房などの冷やす電力よりも、電子レンジ、暖房などの暖める電力のほうが消費電力は多いことから、節電の必要性も効果も大きいと思われま

す。そのようなことを踏まえ、最初に、市として、この冬の家庭における節電の呼びかけについて聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） 節電についてのお尋ねでございます。先にちょっと、ことしの夏の状況も御報告をしたいと思います。

東日本大震災、あるいは浜岡原発の原子炉の運転停止というようなこともありまして、この夏には非常に電力不足が懸念をされまして、中部電力でも、その電力のピークとなります平日の、それも暑さの募ります午後の1時から4時というような、この時間帯、こうグラフでいうと山型に非常に電力需要がかさむということで、一般家庭とか、あるいは企業に対して、これまでにないような節電を要請してきたところでございます。企業等も随分稼働日数の調整とか、それから曜日を組みかえるとか、いろいろな努力をされたところでして、そうした結果、この夏は、中部電力管内では昨年と比較をしますと約100万キロワット、約4%の節電効果があったということでございまして、結果、その電力需給で逼迫したというような、そうした状況はなかったということでございました。

ちなみに、この郡上市でどれくらい節電かといいますと、郡上市全体では5.7%の節電効果があったというように計算をされておりました、中部電力管内よりも郡上市では非常に皆さんが努力をいただいたという結果でございました。

この冬の節電でございますが、冬は、夏のように一時的に大きなピークが来るということではございませんけど、暖房、照明等で朝昼晩とこうなだらかな、高原状のそんなグラフの需要になるだろうということで、中部電力でも節電のお願いがございます。

この冬の電力需要の適正予備率は、およそ7.2%と見込んでおります。適正予備率と申しますと、本来これくらいの余裕は持っていたいところなんです、8%から10%の余裕が欲しいということなんです、中電の計算では、一番逼迫するときでは7.2%ぐらいの余裕しかなくなるだろうという、そんな計算をしておりまして、引き続き一般家庭の生活や、また企業の生産活動において、支障のない範囲での節電を心がけてほしいと、こういう呼びかけをされています。

それで、中部電力では、そのホームページを使いまして、電力の需給状況とか節電の方法等をいろいろ説明して、協力を求めていますし、また新聞とかテレビ等でもその宣伝広報をやっているところがございます。また、各家庭に対しても、12月、1月にメーターの検針に出向いたときに、各家庭にその節電協力を呼びかけるチラシをずっと配布してくるというようなことも予定をされておるところです。

そうした流れに、郡上市としまして、節電の広報をやらせていただいております。もう皆さんごらんになったかと思いますが、ケーブルテレビの行政番組で、この11月28日から、その節電を呼びかけるそうした番組を流させていただきます。中部電力の職員と市の職員とが、こう何か会話をしながら、こういろいろと御説明し、節電を呼びかけるような番組でございます。この12月途中まで番組を放送させていただきます。もちろん、そのほかにも市のいろんな広報媒体を使いまして、市民の方に節電をお願いしたい。

節電、単に節電をするだけでなしに、自分たちのライフスタイルもちょっと見直しましょうというような、そうした意味合いも含めて呼びかけをしていきたいと思っております。

以上です。

(4番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。

中部電力からの節電のお願いというのは、多分これだと思いますし、そして今、行政番組でもやってみえます。先日から始まりました郡上ケーブルテレビのデータ放送のほうなんですけど、あそここのところの節電のところを開きますと、これ更新がされてないんじゃないかと思うんですけど、いまだに夏のクールビズとか、それから冷房は何度にしましょうとか、その部分が出てきて、まだ冬の節電のところは更新されてないと、私は二、三日前まで確認したんですけども、こここのところもデータ放送が出て、大変皆さんが便利になったと言われているんですけども、あの見られる方も多いと思いますので、こここのところのチェックもよろしくお願ひしたいと思ひます。

今言われましたように、節電も本当に大切なことなんですけれども、これを機会にライフスタイルの見直しということをきちんとやっていただければよい市民が考えていくのが大切なことだと思います。

それでは次に、そうした節電への意識に加えて震災の影響から、停電時にも使える石油ストーブのよさが見直されてきているようです。販売数もウナギ登り、生産が間に合わないとうれしい悲鳴を上げている業者さんがテレビで放映されていました。確かに電力は要らないし、ストーブの上でお湯も沸かせるし、何かと便利ではあります、ストーブの上で洗濯物を乾かす、やかんの空だきをするなどなど、1つ使い方を間違えると火災を引き起こすことになりかねません。

昨今、ファンヒーターが普及し、石油ストーブを余り見かけなくなったのは、自動消火タイマーがついていたり、温度調節ができたりと安全に使うことができることが一因であることを考えれば、石油ストーブの再考は時代が逆行するわけですから、減っていたストーブによる火災がふえることも想定しなければなりません。

石油ストーブの利用増加に伴う火災予防の呼びかけなどについて、効果的な方法があればお聞かせください。

また、命を守る火災警報器の設置の強化についてのその後の設置状況、また取り組みを教えてください。

○議長（池田喜八郎君） 消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） では、最初に石油ストーブ、電気を使わない石油ストーブが流行した年代と、それから電気を使う家庭用石油ファンヒーターの年代の火災件数について、少し説明をさせていただきます。

一応火災統計ということで、全国の火災統計、それから郡上市の火災統計を一応調べてみました。例えば、電気を使わない石油ストーブの時代は火災件数が多かったのか少なかったのか、またはその後の石油ファンヒーターを使った時代の年代の火災件数が多かったのか少なかったのか、ちょっとその辺を調べてみましたけれども、火災件数、それから出火原因とか焼死者数の動向なんです、これは全国や当市の火災統計から見ましても大きな変化はありません。

参考までに、全国における過去10年間の石油ストーブの火災件数の平均ですが、約1,300件です。死者数は79人。それから、当本部、昭和52年に発足をしましたけれども、これ以降の通算の石油ストーブの火災件数は30件です。死者は1名となっております。また、出火に至る原因なんですけれども、ほとんどが人的な不注意や使用法の誤りとなっております。

次に、石油ストーブの火災予防のPRはどのようにされているかという御質問ですが、石油ストーブの火災予防のPRですけれども、市広報紙及びケーブルテレビなど各種広報媒体を活用して、次の3点を中心に、使用上の注意点などを広報しております。まず、第1点ですが、使用前にストーブの点検を行っていただいて、火をつけたまま給油をしないこと、2点目に、周囲に燃えやすいものを置かないこと、3点目に、洗濯物の室内干しに注意、部屋の中に干していただくことがありますけれども、そういったことに注意をしていただくということです。

それから、今年度は、11月の広報郡上で暖房器具の使用前の点検等を広報しました。それから、今月の26日からですけれども、2週間、ケーブルテレビ行政情報番組で暖房器具の安全な使用についての放送を実施します。

次に、住宅火災警報器の設置強化の取り組みという御質問ですけれども、市内の11月末現在の推計の住宅用火災警報器の設置率ですが、約70%——69.8%ですけれども——になっております。設

置世帯数としましては、約1万5,000世帯中、約1万500世帯ということになっております。

消防本部で、第2次の住宅用火災警報器設置対策実施計画を作成しておりますけれども、未設置及び無関心の市民への早期の設置並びに既に設置している世帯への維持管理をあわせて普及啓発を行っております。

ことしの11月なんですけど、火災予防期間中に女性防火クラブの共同購入事業としまして、市内で50人以上の従業員を雇用する事業所に対しまして、訪問をしまして、事業所単位での共同購入による住宅用火災警報器の設置の依頼を行いました。

また、市内の美並町、それから大和町につきましては、消防職員または消防団員の協力を得まして戸別訪問調査等を行って、未設置世帯への取り付けの普及啓発を行います。

以上です。

(4番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。寒さはこれからですので、どうか焼死者を出さないということが一番大切なことだと思いますので、予防運動のほうによろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に移りたいと思ひます。研修会から学んだ安心・安全な地域づくりについてということで質問をいたします。

11月4日、虹の会の研修旅行で北陸方面へ出かけました。毎年、年度当初にその年のテーマを決め、それに沿った活動を行うよう心がけてはいるのですが、なかなか思うようにもいかず、みんなで知恵を絞り出しています。ことしのテーマ「安心・安全な地域づくり」に沿って、石川県小松市防災センターにお邪魔しました。そこでは、映像による地震の恐怖、防災について学びました。また、火災時における初期消火として、消火器の使い方を参加者全員が体験しました。加えて、旅行等に行っていてホテルで火災に遭った場合、どのようにして命を守るのかを、真っ暗で煙が立ち込める部屋にグループに分かれて入りました。壁伝いに非常灯を頼りに出口を探すのですが、恐怖感でとっても怖かったです。婦人会、女性の会の活動が活発であったころ、京都、神戸、名古屋と防災センターの機能を持ったところで同じような体験を何度かさせていただいてきた私は、当然皆さんもこういう体験は過去に何度か経験してみえると思ひていましたが、後からお聞きすると、こんな体験初めてして、とっても勉強になったと喜んでくださいました。

いざというときには、わかっていてもなかなか消火器なんて正しく使えないものです。ずっと以前には、消防署の駐車場で夜間、女性を集めて講習をやらせてもらったこともありました。女性の組織がなくなると、なかなか人を集めることもままならぬと思ひますが、防災訓練の一環として、ぜひ消火器の正しい使い方の講習会もやっていただきたいと思ひますし、その他、市として考えてみ

える実際に役立つ防災訓練のメニューを教えてくださいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） まず、消火器や消火栓の取り扱いの訓練ですが、これは地域の防災訓練、それから消防署で実施しております防火教室、それから工場や事業所などの避難訓練に参加をしていただきまして、このときに取り扱い方法等を学んでいただいております。

また、地域のふるさと祭りなどの行事等で、煙道——「煙の道」と書きますが、煙道による煙体験などもやっておりますし、県から借用します地震体験車というのがあるんですが、これで地震体験などを行っていただいております。

それから、地域に実際に役立つ防災訓練のメニューということですが、本年度から、市民や自主防災組織である自治会など関係団体の役員等を対象に、室内で行う災害図上訓練とか、災害対応ゲーム——このゲームというのは、名前はクロスゲームとありますが、こういったものを本年度から女性防火クラブと共催で開催して実施しております。内容なんですけど、地図やゲーム的要素を取り入れて、参加者が実際の災害を想定して、みずから考え、それからグループで話し合っ、さまざまな意見や考えを共有し合う市民参加型の訓練です。

来年度以降は、同じく室内で行う訓練なんですけど、防災グループワークとか、避難所運営ゲームなどのメニューも取り入れて実施していきたいと考えております。

以上です。

（4番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） ありがとうございます。

いずれにしても、組織の団体とか、そういうところの役員さんがそういう機会を得られることは、大変今までにも多かったし、今後もそうだと思いますけれども、市民の皆さんがそういう、先ほども言われましたけれども、1時間後に起こるかもしれないし、あす起こるかもしれないという、そういう災害に対して、皆さんが参加できる、参加して、そして実践ができる訓練というものをもう少し考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、関連しますけれども、11月10日に瑞穂市で行われた中濃十市議員研修会で、栗田暢之さんによる東日本大震災などの現場から議員のあるべき姿を学びました。忘れてはいけない。日本は災害大国、地震に関する意識調査の中で、東海・東南海地震に関心がある人が約95%あるのに、防災の対応ができていないのが現実でした。

特に、今回は市においても実施されている無料耐震診断についてお聞きいたします。私の家も昭和49年に建てましたので、かなり老朽化が進み、地震が来たら壊れてしまいそうです。何度か診断をしてもらわないと思っていたのですが、実際、その結果危険ですよと言われても、今すぐ建て直

すわけにはいきません。耐震補強の方法、補助金制度、またその条件、また耐震補強工事に限定した低利子の貸付制度等があれば安心される方があると思いますので、そのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 耐震診断の御質問ですけれども、市のほうでは、21年度から無料診断ということで実施しておりますけれども、ここにパンフレットというか、「だれでもできる我が家の耐震診断」と、この簡単な問診票になっておりますけれども、これに記入をしていただいて、申請を受け付けております。

それで、対象住宅としましては、居住する木造1戸建てで昭和56年5月以前の住宅を対象としております。

それで、23年度ですけれども、当初20軒を予定しておりましたけれども、ことしの震災の影響等もありまして、要望する方が思った以上にありまして、9月補正で認めいただきまして、20軒を追加して、23年度は40軒ということでやっておりますけれども、現時点では全枠埋まっておるという状態でございます。それで、診断の21年度からの軒数ですけれども、21年度が10軒、22年度が19軒、23年度が今40軒でございます。それで、来年度につきましては、今30軒ほどを目標としております。

それで、診断の費用なんですけれども、無料ということなんですけれども、1戸当たり4万5,000円ということで、国が2分の1の2万2,500円、残りを県と市で4分の1ずつということで1万1,250円ずつを負担しております。

診断につきましては、岐阜県の木造住宅の耐震診断士という方が見えまして、市内には10名の方が見えます。それで、おおむね2カ月から結果が出るのに3カ月ぐらいの時間が要るのが現状でございます。

それで、耐震診断の結果ですけれども、評点で出すわけですけれども、申請された方には、評点とその補強するには幾らぐらいかかりますよというような概算の額もお知らせしておるということでございます。それで、22年度の19軒と今年度の結果が出ております13軒の概算の平均の事業費を見てみますと、0.7までの補強ですと概算で400万円ぐらい、それから1.0の補強工事まで進めると概算で600万円ぐらいというような数値が出とりまして、耐震診断はやっていただくんですけれども、工事費が大きくなるというふうなことから、現実的には補強工事まで進まれる方が少ないのが現況でございます。

市としましては、自分の家がどれぐらいの構造かということを知っていただく上でも、診断はこういう補助制度、無料制度もありますので、利用していただきたいというふうに思っております。

それから、補強の工事ですけれども、補強工事としまして主な方法としましては、基礎の補強とか、それから壁の補強、壁の補強には柱とかはりを入れたりすることですけれども、そのときに接

合部分には金具等で定着するというのと、あとは壁の量をふやしまして、かつ均衡よく、つり合いのある配置の構造にするのが、補強工事の主な方法と考えております。

それで、条件です。補強工事をいただく条件ですけれども、2つの条件がありまして、一つ目としましては、この無料診断をやられた方が対象ですけれども、この耐震をした評点が1.0未満と認められた住宅の方で、なおかつその0.3以上の補強をする工事が対象ということですので、仮に診断で0.8ということが診断されますと、その0.3以上ですので、1.1までの補強工事が必要ということになります。そして、もう一つ目としましては、これ構造評点が0.7未満という診断された住宅につきましては、この0.7でも0.3以上補強が上がることをやらないかんということです。それで、仮に診断結果が0.2と出たという場合は、0.3以上ですので、かつ0.7までは持っていただくというのが対象になりますので、0.5の補強をしてもらわないかんということになります。

それで、またちょっとこの0.7までというのには条件がございまして、昭和45年の12月31日以前に建築された住宅、それと65歳以上の方が居住してみえる住宅、障がい者の方が居住されてみえる住宅、それから多雪区域にある住宅ということで、美並地区を除くということでございますけれども、この4つのうちの1つに該当して、なおかつ地震時に転倒のあるおそれのある家具等については転倒防止も同時にやっただくというのが条件になります。

それで、補助になりますけれども、補助対象工事額としましては120万円を上限に補助率70%で、上限が84万円を補助しております。内訳では、国、県で54万円、それから市が30万円でございます。

ここまでの補強の実績でございますけれども、先ほど言わせていただきましたけれども、21年度は1軒、22年度も1軒、23年度は3軒の予算を見とりますけれども、現在のところは1軒の方が使用されておるのみということでございます。

それから、耐震補強に低利子の貸付制度等はどうですかということでございますけれども、今お話しさせていただいたように、84万円の補助制度を設けておりますので、現在のところは、そういう低利子の貸付制度とか、そういうことは考えておりません。

以上です。

(4番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。

建設部長さんは大工さんではありませんので、お聞きしてもわかりませんかもしれませんが、住みながらでも、この耐震補強工事というのはできるのでしょうか。

○建設部長(武藤五郎君) ケース・バイ・ケースにもよると思うんですが、最近の技術ですので、住みながらでもできるというふうに思っております。

(4番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） ありがとうございます。ますます我が家は心配になってきて、来年こそは耐震補強をせないかんかなというふうに考えております。ありがとうございました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。3点目の質問は、クリーンエネルギーの未来と郡上市におけるメガソーラー設置の可能性についてということで、ちょっと夢のような話になるかもしれませんが、お聞きしたいと思います。

一般家庭の太陽光発電とともに、最近よく耳にするメガソーラー、つい先日も中部電力の運営するメガソーラーたけとよの始動、昭和シェル石油と新潟県が雪国型メガソーラーを開発などと新聞紙上をにぎわせていました。

電力会社などによる出力1,000キロワット、1メガワット以上の大規模太陽光発電所、メガソーラーは、環境教育の一環や地域経済の活性化、あるいは廃棄物処理場、土壌汚染地など通常の利用が難しい用地の有効活用のモデルケースとして導入拡大が見込まれているそうです。石油などの化石燃料の代替エネルギーを確保する上で重要な役割を担い、CO₂排出量の削減にも貢献する太陽光発電、東日本大震災を受けて、その重要性がさらに高まる中で、こうした動きは今や日本全国に広まりつつあります。

メガソーラーたけとよのように、メガソーラー事業は電力会社と自治体が連携する、あるいは国の補助金を利用する形でしたが、ここに来て、補助金に頼らず、自治体単独で事業化するケースも出てきているようです。その例として、群馬県太田市では、市内の工業団地内に発電出力1.5メガワットのメガソーラーを市単独で設置するそうです。事業費を市の予算で確保する方針で、発電した電力を地元へ供給するといった電力の地産地消を目指しているとありました。新潟県でも、自治体が単独で行うメガソーラーとしては全国初となる新潟東部太陽光発電所の営業運転を開始、石油火力発電所に比べ年間約465トンのCO₂削減効果があり、年間で一般家庭300世帯分に相当する発電量を見込んでいるそうです。さらに、来年には同規模のメガソーラーを着工するそうです。

メガソーラーの設置にはさまざまな要件があり、財政難の郡上市においては、その設置費用が最大の障壁になるかと思いますが、地域経済の活性化という観点に立って、まずはその青写真だけでも描いてみてはいかがでしょうか、市長にお聞きいたしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 太陽光発電のメガソーラー発電所ということで、大変夢のある御質問をちょうだいしたわけでございますけれども、基本的には、この間からいろいろ議論もされておりましたが、日本のエネルギーの構造というものをでき得る限り再生可能な自然エネルギーというものを活用していく方向へ持っていくということは、私もその必要性が非常にあるというふうに思っております。ところでございます。

ただいま御質問のメガソーラーでございますが、1,000キロワット以上の太陽光発電ということでございます。自治体単独でこれをやる気はないかと、その青写真だけでもかいてみたらどうかと、こういうことでございますが、先ほど御質問の中にございましたその例えば一例を申し上げますと、新潟県営のメガソーラー発電所は、大体建設費が4億3,000万円ほどかかったというふうに聞いております。国庫補助が2分の1ということだそうでございますけれども、一方、この発電所によって東北電力のほうへ売電、電力を売るわけでございますが、その年間の売電収入が予定額として1,100万円というふうに聞いております。そうしますと、年間の売電収入1,100万円で4億3,000万円を割ってみますと、投入したその投資経費を売電収入で賄うとすると39年ほどかかるということになります。仮に2分の1補助をしてもらったということで自分の自己負担分だけとしても、おおよそ20年間かかるということではないかと思いますが、残念ながら、郡上市の現在の財政的な実力で、この電力を起こすということだけで、とにかくこうしたメガソーラー発電というものを今直ちに思い立つというのは、なかなか困難ではないかというふうに思っています。

実は、こういう全国的にメガソーラー発電というものが今1つの大きな流れになっておりまして、郡上市のほうへも、そういうメガソーラー発電所を他のそういう民間の事業者がやるということで、どこか適地はないかと、こういう引き合いはこれまでに3件ほどあったそうです。ただし、その要件が、今すぐ整地をされた用地で3ヘクタール以上の土地と、場合によると10ヘクタール以上の土地はないかと、15ヘクタール以上とか10ヘクタール以上、あるいは場合によると、その上限は100ヘクタールというような大変広大な土地で、恐らくあとは、先ほど御指摘のように、大変日当たりがよくてとか、年間日照量が多くてとかということになるとと思いますので、その辺は仮に事業者が御判断をなさるとしても、とりあえずこれまで引き合いのあった要件に合うような場所が、すぐここですよという形ではちょっと提供できなかつたという残念な状況もございました。

私は、郡上市では、ちょっと郡上市の財政の実力からすると、みずから思い立って、みずからが事業主体となってやるという方向ではなくて、何か例えば中部電力さんであるとか、今後郡上市におけるそういう設置の可能性ということは追求するということについては、これからの課題として、そんなことも大いに考えていかなければならないことではないかというふうには考えております。御提言の趣旨は、ひとつ中長期的な課題とさせていただきたいと思えます。

(4番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） ありがとうございます。将来に向かっての夢ということで、このこともお考えいただきたいと思えます。

5分前の鐘が鳴りましたので、次の質問はまた、行政パートナーの事業についてということで思っていたんですけども、申しわけありませんけれども、次回の質問に回させていただきます、

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で田代はつ江君の質問を終了いたします。

昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後の1時を予定いたします。

(午前11時42分)

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 上 村 悟 君

○議長（池田喜八郎君） 1番 上村悟君の質問を許可いたします。

1番 上村悟君。

○1番（上村 悟君） それでは、ただいま議長さんの発言の許可をいただきましたので、質問をさせていただきますというふうに思います。

この議会に出ささせていただいて3カ月になるわけなんですけれども、まだまだ全体の様子が本当にわかってきておりませんので、大変この質問の立派な質問ができないかもしれませんが、ひとつお許しいただきたいと、特に私、きょうは独断と偏見、そしてそれにあわせて毒舌で物を言うかもしれませんが、お許しをいただきたいというふうに思います。

私たち、本当にこの議会としまして、もちろん執行部側もでございますけど、先ほど来ずっとこう皆さんの質問に出ていますように、安心・安全なまちづくりということで、本当に一生懸命取り組みをいただいております。

市長さんにおかれましては、本当にこのいつも身の丈に合った予算と言われますけど、身の丈以上の大きな予算をもって、本当に市民のそういう安心して住んでいただける郡上、そんなまちづくりに御努力をいただいていることにつきましては、本当に心から敬意を表すものでございます。

また、9月議会におきましては、市長さん、来期の続投ということの気持ちをあらわされたというふうなこと、私はそんなふうを受け取っておるわけなんですけれども、それにつきまして私なりに、議会と執行部のあり方とか、それからどんな形で郡上市をおつくりになるのかということについて、いろいろ質問やら、それから自分の思いを少し述べさせていただきたいというふうに思っております。

そんな中で、先般の9月議会の折に決算認定がございました。それを見ますと、大変大きな税の滞納、これにまた保険税含めてみますと約7億円以上、それからほかの未収のお金を入れますと9億6,000万円というようなお金になるというふうに思っておりますが、その税につきましても、本当に郡上財政厳しい中で、市民の皆さんが協力をいただいて納税をいただく、そして市政を行い、

市の私たちのまちづくりをしていくと、そういう姿勢が私は本当に必要でないかというふうに思っております。

この間、ちょっと事務局で——事務局じゃございませんが、担当の課でお聞きしますと、大体年間に1億円近い滞納が発生するというふうに思っておりますが、その中で不納欠損、それからまた収納、前期の分をいただくというようなことで、四、五千万円の滞納金がふえていっているのではないかというふうに思います。

多少この辺の数字については思いが違いかもかもしれませんが、そんなことを考えたときに、この税については、本当に私が市民である、だから郡上をよくしたい、私の分で一生懸命協力して納税をいただいとる市民、それから多少能力はあっても税を滞納しとってみえる方がないとも言えんというふうに思います。

そういうときに、本当に私は一番市長さんをお願いしたいのは、どんな郡上市、どんなまちをつくっていくか、その中に市民がどう参加をして、そしてただ自分の権利主張じゃなしに、自分の義務を果たす、自分がやらなきゃいけないことをちゃんとやっていただくという、そういうことが私は市長さんの言葉の中で今まであんまり聞いたことがないような気がしますし、それからまた議会の皆さんに対してもですが、議員でありながら、外へ出たときにそういうこと、税金だけじゃございませんが、自分たちの義務を果たそうよということ、そういうような意識を市民に持っていただく、そういう発言されたことを私は聞いたことがございませんけれども、これは市長さんだけじゃなしに、市を挙げて、議会もろとも、執行部の皆さん方、部長さん方も、そういう形で場のあるときには本当にそういう発言をしていただきたいなというふうなことを思っております。

そうでないと、払わんもん得、出したもん損のような形になっては、これは本当に残念なことで、ひとつその辺についてお願いをしておきたいと思えますし、これ後ほどお考えをお聞きしたいというふうに思っています。

それから、市のほう財政が困難とか税がと言いましたけれども、私がもう一つ聞きたいのは、郡上以外に本社のある会社、これがたくさん進出してお見えになつとると思えます。大型店がどんどん来てますね。大型店が来ると、消費者は大変喜ぶ分が多いかもしれませんが、それに反して、シャッターをおろすお店が多くなってきてる。そして結局、生活の場が悪いから、住民も、人口も減りつつあるということですが、昔は——昔はと言いますより、私が知つとる範囲では、村のころ、たしかそういう外部から来られた会社は本社地で納税をされとったというふうに私は記憶しとるんですが、現在は、どうも聞きますと、何か計算式があつて、その市、その町へ税が納まるようなことになつとるようですけれども、その辺どんな仕組みになっているのか、どれくらいそのお金が、そういうことで税が納まっているのか、もし数字がわかりましたら結構ですが、後ほどお知らせいただきたいというふうに思えます。

それからもう一つ、先日の議会のときも、市長さんは10組で25人の方が郡上へというお話をいただきましたけれども、私は、その今の外資というか、ほかから来た大型店の職員の中に、多分その本社地のあるところからこちらへ来てる人が、大分ついてきてる人があると思うんですけども、その人たちの住民票は郡上にあるのかないのか。もしそういう人たち郡上へ住民票を持ってきていただいているならば、相当数の人口もふえると思いますし、税収入も上がってくるのではないかと、いうことを思いますので、その辺についてどんな努力をされているのか、一度お伺いしたいと思いますし、お考えをお聞きしたいというふうに思っております。

それから、その次に、もう一つ今ここでつけ加えさせていただきますけれども、私は、多分御承知と思うんですけども、長野県に栄村という小さな村がございます。それは新潟とそれから群馬に接した県境の、言いますと山のほうだというふうに思いますけれども、そこんところが住民で村おこしをしようということで、いろんな補助金、ひもつきの補助金、そういうのをもらわないで、自分たち住民がみずから道路を修理し、林道をつくり、農道をつくりというようなことをやられるというふうに、これ資料をちょっといただいとるんですが、これは、それをやれば、補助金がなければ、林道とか、そういうものについては何メートルなけりゃいかん、舗装は何センチじゃなしに、自分たちの思いである程度できる。だから、設計についても安く上がるし、工事も安くなる。そういうようなこと、それは1つの例ですけども、そういう考え方をしながら、本当のそういう起債、お金を借りる、補助金もらうというのを少なくして、小さな村ながらに立派にやっておられるというように、ちょっと資料を見ましたんで、それが郡上へ当てはめて、果たして郡上とは環境も違いますし、規模も違いますので、いいとは言いませんけれども、そういう気持ちを住民の皆さんと一緒に共有するようなこと、大事なことはないかというふうに思って、ひとつその栄村のお話を今させていただいたわけでございます。

その辺で、今のところまで3点ほど自分の思いやいろいろお話を申し上げましたけれども、今の私の質問に対して、お答えいただければありがたいというふうに思っております。

○議長（池田喜八郎君） それでは、上村悟君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 何点か御質問をいただきましたので、お答えをいたしたいというふうに思います。

まず、税であるとか、あるいはそのほか公共料金、いろいろございます。水道料金であるとか、下水道料金であるとか、あるいは学校の給食費であるとか、そのサービスの応益度合いに応じて払っていただかなければならない料金というようなものがあるわけでございますが、今私の手元にございます資料によりますと、先ほどお話がございましたような、大体概略はそういうことでございますが、22年度決算、あるいは物によっては直近の数字の場合もございますが、そういうもので含

めて、現在、税と各種の料金、そういったものを合わせまして郡上市の現在の滞納額、その残高と
いいますか、そのストック量でございますが、8億6,500万円ということでございます。

このうち、市税の滞納額が約4億2,600万円、そしてこの市税の中には国保税を含みませんが、
国民健康保険税のほうが約3億3,900万円ということで、各種この国保税も含めた税という形で約
7億6,500万円という滞納額がございます。あと差し引きいたしまして、約1億円が各種の料金等
の滞納額ということでございます。

これはまことに残念なことでございますけれども、何とか市民の皆様の御理解を得て御負担をい
ただきたいというふうに思っております。

先ほど、その住民は権利ばかりでなしに、義務を住民として負うておるのだと、その余り義務の
面を強く強調しないがと、こういうお話でございました。余りそういうことを常々口やかましく申
しておるといふつもりはございませんが、ただ、このことについてはきちっと地方自治法のたしか
第10条だったか何かかと思いますが、それにも、住民というのは、その地域に住んでいて、いろん
な施設の公共施設等の利益をひとしく負うとともに、その応分の負担をする義務を負うというふう
に明確に書いてあるわけでございますから、当然私たちは、単に権利、あるいは応益ということだ
けでなしに、それに対する義務も負っていただきたいと、こういうことを市民の皆さんに御理解い
ただくように常々努力をしなきゃいかんというふうに思っております。

このこうした税や料金をきちっと負担していただくための私は基本的な点は、郡上市政が市民に
信頼してもらえる行政を行うことであるということだと思えます。市政は、みんなのそういう税を
使って市民に必要なサービスをしてくれてるんだなということを実感してもらうこと、そうであら
ば、自分たちも多少苦しくても税を負担しなければならないと、こういう気持ちになってもらうこ
と、そのためには、市政というものは、しっかり市民の信頼を得たその市政を行っていくというこ
とだろうと思えます。

過日、議論をされました国民総幸福量、ブータンの国民総幸福量という、あの中の指標にも、政
府・行政に対する信頼度というのが指標の中に入っております。それが国民の幸福の1つの要素、
大きな要素を占めるということでございますので、特にその点について、私どもは心して行政をし
ていかなければいけないというふうに思っています。

過日、例の農水省の会計検査院による不適正な経理と、こういうようなものがあつたときも、税
務担当部門はかなり市民の皆さんから、ああいうことをやっとならぬ税は払えんというような強い
おしかりを受けたというふうに聞いておりますので、まずこのことが大事であるというふうに思っ
ております。

そういうことを、そういう条件をきちっと押さえた上で、先ほどお話がございましたように、払
っていただける方、どうしても無理な方は、それはもうその無理かもしれませんけれども、払って

いただける能力のある方に対しては、徴収ということをきちっと厳正に行っていくと、こういうことが必要であろうかというふうに思っております、これも議論をされておりますが、新年度には、例えば徴収嘱託員の増員等についても、2名1組ぐらいを増員したいというふうに思っておりますし、例えばそういう悪質な滞納者については、差し押さえ等の手段を使ってでも納税をお願いするというのもせざるを得ないというふうに思っております。

あるいは現在、県税の中濃県税へ職員を派遣して、こういう徴収というものの資質・能力を高めるための研修、そして一緒になって県民税、市民税の徴収という実務に当たってもらって勉強させてもらっていますが、こういったことも相当の効果が認められておりますので、今後も続けてまいりたいというふうに思います。

それからもう一つは、市民の皆さんに税を納めていただきやすい環境をつくるということでございまして、これについてはコンビニ収納といったようなことで、こうしたこれまで軽自動車税であるとか、今年度は個人市民税、固定資産税、国保税についてもコンビニ収納ができるようにしておりますけれども、そうしたことを今後も続けてまいりたいというふうに思っておりますし、また納税について口座振替の方式の利用の増進、あるいは市民税、県民税等については、一定以上の規模以上の事業所については特別徴収ということで、その会社で給料を払っていただくときに、いわば天引きをしてもらうという制度がございまして、こうしたものはまだ必ずしも徹底をされていないので、そういうものをしてまいりたいと、今後も拡充するように努めてまいりたいと、こういうふうに思っております。

それから次に、今のいわば市外の法人の方、こうした方々の納税状況、あるいはそうしたものの額といったようなものはどうなっているかと、こういうお尋ねでございまして、税務のほうの資料によりますと、郡上市の法人市民税、これを納めていただいている法人は全部で1,310社でございます。1,310社ある中で、いわゆる郡上市外に本社がある、上村議員おっしゃるところの外資系会社と申しますか、外資といっても、国内における外部の企業ということでございまして、この企業の数が1,310社分中の425社でございます。したがって、会社数の比率でいいますと32%、約3分の1が郡上市外に本社を持つ法人でございます。

その郡上市外に本社を持たれる法人から郡上市に納めていただく法人市民税は、法人市民税全体が3億5,200万円ほどのところ、1億7,000万円ということで、48%でございます。いわば、3分の1の数で市外の法人がほぼ半分の法人市民税を納めていただいていると、こういうことでございますので、大変ありがたい存在でございますので、今後とも、私どもはこうした市外の法人の方々にもしっかり納めていただきつつ、また、でき得れば、こうした企業が郡上市へ来ていただくということも努力をしなければいかん点であろうかというふうに思っております。

そういうことでございまして、よく言われる企業誘致であるとか、あるいはそういう既存の市

外に本社を持つ企業というようなものが、いろんな操業条件とか、いろんなことで市外へ流出しないように努力をするということも非常に大切なことだというふうに思っております。

それから、先ほどの御指摘の郡上市へ移住をしてこられた方、この間申し上げました10組25人というのは、これはほとんどの方が、田舎暮らしがしてみたいというようなことで独自に来られた方々でございまして、郡上市内へ、例えば市外からの大手スーパーといったようなものの立地に伴って入ってこられた人はこの中には入っていないと思いますが、御指摘のように、かなり長期間にわたって実際に郡上市に居を移されるという方があれば、そういった方にはできるだけ郡上市に住民票をきちっと移していただいて、住民税というものを納めていただくということは非常に大切なことかと思えます。この辺のところについては、一度、どんな方法で、例えばそういう企業については御訪問なりをして、ぜひひとつ郡上市に住民票を移していただいて、住民税もしっかり納めてもらいたいと、こういうお願いをしなきゃいかんことだと思えますけれども、そんなことも今後考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、先ほどの市民自身の努力ということでございます。先ほどの御指摘のあった長野県の栄村、もうほとんど北のほうで、新潟県と境を接しているところでございまして、日本一の豪雪地帯というところで、江戸時代の鈴木牧之という方が書かれた「北越雪譜」という本の舞台になっているところでございますけれども、先ほどお話がございましたように、これは前の村長さんが非常に田直しというようなことで、いわゆる公共事業で行う圃場整備なんかとは違った、その地域の身の丈に合った田んぼの直しと、あるいは道路についても、国交省の基準によつての道路とかについていうことじゃなしに、必要な限度においての道直しと、そういうことで、その資材等を提供して、村の人たちの力でそういった整備をしていくと、こういう非常に先駆的な取り組みをやっておられるわけでございます。

郡上市においても、一部簡易なそうした道路の直しとか、農業用水の直しとか、そういうようなものについて資材を提供して、市民の皆さんの力でやっていただくと、こういうことをやっておられるわけございまして、今後、財政がどんどん厳しくなれば、こうした面も徐々に拡大をしていかなければいけないというふうに思っています。

ただ、余りこれをやり過ぎますと、また建設事業のいろいろ事業を望んでおられる建設業者にも影響することでございますので、その辺はいろいろ適度なバランスが必要かと、こういうふうに考えているところでございます。

(1 番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 上村悟君。

○1 番（上村 悟君） 私、その今の税のことについては、そのことよりも、本当私が今一番言いたかったのは、市民の人たちの自覚、協力、そういうことをこういう税を例に挙げたんですけれども、

ぜひそのいただけるように、理解いただけるように、いろんな場でお話をいただいたり、機会あるごとにそういう広報をいただきたいというお願いしたかったの。一番そこが要点ですのでお願いします。

それじゃ、時間が大分来ましたので、どうも答え聞いとるとしまいまでいけそうでないので、勝手にちょっとたつたつたつといきますので、一括お願いします。

その次の事業執行についてということでございますが、たくさんの事業を各所、各町から要望が出て、随分一生懸命に当たっていただけているということは、私も承知しておるところですし、市民の人も感謝いただいとると思います。

それで、私、ここで、財政上の都合があつて、いろんなことはできんと思いますけれども、今度は市民の人たちのこの我慢というところでちょっとお話をさせていただきたいんですが、当面大きな事業では耐震による学校の改築、それから新築等がございますね。それからまた、緊急を要するものでは今の清流国体の相撲の会場の誘致、そういうものの整備等が大きなお金が必要だというふうに思っております。

そんなときに、あれもこれもで、皆さんの要望もたくさんという気持ちで全部やっていたらきますと、とてもじゃないが追いつかんとこだと思います。私、ここで、議会の皆さんにも市長さんにも申し上げたいのは、今こういう時期で、例えば白鳥町の例をいいますと、白鳥町の町並み整備と、今相撲に対する国体誘致のための投資をいただいとると思うんですが、国体が郡上へ来る、相撲が来る、そのことよりも、それについて選手の方、応援の方、たくさんの皆さんが日本の全国から白鳥町へ来られる、郡上へ来られると思うんですが、そんなときに、本当に整備されたいいまちだなと、いいところだなと、郡上を見直して帰っていただくということも私は大事なことで、そのために今回は、ことしは白鳥町のこういうことにたくさんの金を投入します、学校のこういう改築にお金を入れます、だから、あんたのまちは申しわけないですけど2年待つてください、1年待つてください、その時期には必ずその要望にはこたえますというような、そういうはっきりしたメッセージが欲しいんですね。

要望しますと、ややもすると、ちょっと今お金がこういうことで厳しいんで、ちょっと待つてくださいよ。ちょっとじゃ困るんですよ。いつにやりましょうと、ただし待つてくださいと言えば、私は、良識ある郡上の皆さん方は1年なり2年なりその時期が来るまで我慢できると思うんです。その説明もなしにそういう事業をやられて、ちょっと待つてくださいでは、やっぱしそれは、それでは市民の我慢ができません。市長さん、その辺はしっかりして、はっきりした返事で、これはこういうふうです、だから待つてくださいよ、けれども、この時期にはやりましょう、そういう私はお話をいただければ一番ありがたいなというふうに思っておりますし、特にそういうときに、例えば議会の皆さんもよく、一番議会の皆さんのほうが市民の皆さんとお会いして話す機会が多いと思いま

すけれども、そういうような話を、市長さん、執行部含めて議会ともいろんな話を、もうちょっと歩み寄って話ができるような場でないと、今、私来て、いつもこう気がついたと言うより、私の思いと違ったのは、どうもこの線からそっちとこっちが離れとるんですね。よくその車の両輪の例えを言われますけれども、市長さんの車はこっちへ回ってくる、どうもこっちのほうの車はこっちへ行きたがったり、とまっとったりして、うまく私は両輪相まって車が真っすぐ自分の向かった方向へ動いてないというふうな感じを、これは私の感じですよ、そんなふうに思っています。

そこで、先ほどもちょっとそういう意味のことを言われた一般質問のことがあるんですけども、最終的に郡上はどうやと、どっちへ向かうんやと、私は9月のときもお聞きしましたけれども、市長さん、どこへこの船は着くんですかという質問をしたんですが、市長さんのほうではっきり、郡上はこうするんやと、こういう郡上性をつくるんやと、こんな方向に行くんやということをしっかりお示しいただければ、議員の皆さん方もそれに沿って協力をして、意見を申し上げて、そしていい、安心・安全の郡上が私はつくられるんじゃないかということを思って、私はそう思っていますので、ぜひその辺のことをはっきりそういうふうに実情とあれを市民に説明していただきたい。そんなふうなことを思っております。

それからもう一つ、これは最後になります。今まで数多くの議員の皆さんが、こういう一般質問の場でお願いをしたり、お聞きをしたり、それから自分たちの意見具申を申し上げたりしてきたというふうに思いますけれども、されたと思いますけれども、そのことがどういうふうに後日処理されたか。テレビ放映のために私は質問します。そちらさんが答えをいただいております。それで、議員は議会が終わったら終わりでは困るんですよ。継続をしてやっていただかないかん。けど、その結果については、あんたからこういう質問があつて、こういう要望があつたけど、こういうふうに進んでいますよとか、この辺までしたけど、これはだめでしたよとかいう、そういうはっきり——ここで物を申し上げて、それで終わるんじゃないたら、何も意味ないと思うんですよ。結果が出るまで私は返事をちょうだいしたいし、しっかり詰めていただきたい。そんなことを思っておりますので、大変そのきつい言葉の言い方をして申しわけございませんでしたが、お願いをしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、三猿で、見ない、聞かない、言わないという猿もおったんですけれども、私は、議会であり市長さんであつたら、本当によく見て、よく聞いて、よく話す——話すというのは本当にわかりやすく、先ほど言いましたように説明をしていただいて、市民が納得して郡上づくりに参画させていただく、喜んで税を払っていただく、そういう市民性をつくっていただく必要もあるんじゃないかと私は思っています。これはだれに、市長さんだけじゃなしに、全員に、私はそんな気持ちで郡上全体を隅々まで見渡してやっていただきたいというふうに思っております。

それから、これは最後になりましたけれども、本当に今、市長さん、今期一生懸命やっていたいておりますし、先ほど言いましたように、9月議会の折にまた続投のお気持ちもあらわされましたが、本当に私も立派な市長さんであるというふうに思っていますので、支援を申し上げたいと思いますし、また議会も、来年は新しい形で、大選挙区という形で皆さんの信を問うわけでございませうけれども、本当に今度は郡上の隅々まで自分たちで勉強して、見歩いて、そして郡上の本当に議員という形になって、また再度この議場にに来ていただきたいことをお願いしておきたいというふうに思います。そんなこと言わなくてもわかるとるわいと言われるかもしれんけど、本当にそんなふうに私は心から思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今まで私がちよっと今申し上げたことで、お答えいただける面がありましたらお答えいただきたいと思ひます。

○議長（池田喜八郎君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思ひます。

いろいろな御要望をいただくわけでございますが、それが直ちにできなくても、将来いつごろまで待てばできるのか、せめてそれを示してほしいと、こういうことでございますが、このことは私自身の本当に胸にぐっとくるものがございます。立場を変えて申し上げれば、例えば郡上市として、あるいは郡上市の地域の皆様の気持ちとして、例えば明宝小川トンネルというのをたび重なる要望をいたしております。やらないわけではないというようなことだけれども、それがじゃいつまで待てば確かにやってもらえるのかと、今、ことし1年、2年は無理でも、例えば何年待てばということであれば、先に光明が見えると、こういうことを地域の方々もおっしゃいますが、全く要望する立場としてはそういうことでございまして、翻って、いろんな市民の皆さんから要望を受けたことについて、私も本当にできれば、よしわかりましたと、すぐやりましようとか、あるいは来年度の予算ではしっかりやりましようとかと、こう胸をたたきたいところでございますが、なかなか難しく、そここのところがはっきり申し上げられないことが多々あるということで反省をいたしておりますが、一方で、一定の先ほどの白鳥町の例をお話しになりましたけれども、一定の時期までにどうしてもやらなきゃならんような事業がメジロ押ししとるところは、どうしても現象的にはそういったところに少し重点が移ってるといふようなことかと思ひます。

先ほどお話しになった点は、要望される方の身になって、でき得る限りはつきりした考え方、見通しというやうなものを私もお答えできるように努力をしたいというふうに思っております。いろいろな、事によりけりでございますけれども、でき得る限りそうした、少なくともこれくらいの形で努力をしたいというやうなことはできるだけ申し上げてまいりたいというふうに思っているところでございます。

それから、議会で御質問があつたこと、これについて私ども、あるいは私を初め各執行部の職員

は真摯に受けとめておりまして、議会が終わるごとに、特に御提言等あったこと、少なくともこの場でいろいろ、それは難しいということを上げるものもございまして、検討をしたいとか、あるいは中には踏み込んでそうした方向で取り組みたいというようなことを申し上げているものについては、それがこの場での回答だけになるということのないように、フォローアップということをきちっとやるようにという指示をいたしております、そうしたものの中、全部が全部とは申しませんが、必要に応じて議会のほうへも御報告をしてきておるところでございますし、また実際そのように取り組んでまいりたいというふうに思います。

一例を申し上げますと、この前、上村議員のほうから振興事務所の所長枠の地域振興事業についてのお話がありました。それが所長の決裁権がどうも自由になつたらんのかなんかというようなお話がございまして、早速決裁規程を見ますと、現在の次長の権限では若干無理な金額になる場合もあるということで、早速決裁規程を変えさせていただいたりいたしております。

そういうようなことで、いろいろ御指摘、御提言のあったことについては真摯に取り組んでまいりたいし、まいったつもりでございますが、一層努力をしてまいりたいというふうに思います。

それから、これまで議会の皆様方と今期取り組んでまいりましたけれども、私自身の気持ちとしては、本当に議会の皆様方と真摯に向き合って議論もし、郡上市民の皆様のために、ともに努力してきたつもりでございます。郡上全体を見渡しながら、郡上が少しでもよくなるようにということに取り組んでまいったつもりでございますが、これからさらにそうした努力をして、市民の皆さんの負託にこたえたいということ強く思っているところでございます。

(1 番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 上村悟君。

○1 番（上村 悟君） 本当に言いにくいことを申し上げて、本当に失礼であったかもしれません。ひとつお許しいただきたいというふうに思います。

最後に1点だけ、これはお答えしていただく必要ございませんが、私は、ふれあい懇談会、市長と語ろうというのはずっと合併以来やられておるんですけども、先般、高鷲のふれあいのときに私も出かけたんですけども、その集まってくれる人たち、住民じゃなしに、どうも市の職員の方が大半は来てみえたというようなことで、まことに残念やったという思いがしておりますし、だから、持ち方についていま一度お考えいただきたいと思っておりますし、それから、あそこの看板には「市長と語ろう」と書いてあったんですが、どうもこの間のときは「市長が語ろう」になってまって、「と」と「が」と違っただけなんですけど、どうも市民の声が出る時間がなかったように思いますので、その辺のそういうせつかくやられる事業の実のなるようにひとつお考えいただきながら執行いただきたいというふうに思います。

ちょうど時間でございますんですけども、本当に重ね重ね言いにくいことをそれぞれ申し上げ

ましたけれども、私、ここへ出させていただいて、せめてそんなふうがいい郡上になればと思って発言させていただきましたので、ひとつお許しがいただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（池田喜八郎君） 以上で上村悟君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（池田喜八郎君） これで本日の日程はすべて終了をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。長時間にわたり御苦労さまでございました。

（午後 1時40分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 池田喜八郎

郡上市議会議員 武藤忠樹

郡上市議会議員 尾村忠雄